

令和6年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和6年3月26日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第3号

設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について
(文教厚生委員長報告)

日程第2 議案第4号

地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例について
(文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第5号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第6号

設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第7号

- 設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第8号
指定管理者の指定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第9号
指定管理者の指定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第10号
指定管理者の指定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 陳情第1号
「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第18号
令和6年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第11 議案第19号
令和6年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議案第20号
令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議案第21号
令和6年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第14 議案第22号
令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第15 議案第23号
令和6年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第16 議案第24号
令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第25号
令和6年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第 18 議案第 26 号
令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 19 議案第 27 号
令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 20 議案第 28 号
令和 6 年度設楽町下水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 21 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 22 発議第 1 号
現行の健康保険証の存続を求める意見書
(追加)
- 日程第 23 報告第 5 号
専決処分の報告について
(追加)
- 日程第 24 報告第 6 号
専決処分の報告について
(追加)
- 日程第 25 報告第 7 号
専決処分の報告について
(追加)
- 日程第 26 議案第 29 号
財産の取得について
(追加)
- 日程第 27 議案第 30 号
設楽町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 28 議案第 31 号
令和 5 年度設楽町一般会計補正予算 (第 7 号)
(追加)
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 30 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前8時59分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、令和6年第1回設楽町議会定例会(第3日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。先週ぐらいまで例年にない寒の戻りがありましたが、ぼちぼち桜の開花が話題となり始めています。この地域にも少しずつですが春が近づいており、間もなく令和5年度が終わろうとしています。議員各位におかれましては、年度末、何かと御多用のところ、議会の最終日に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。去る3月4日に開会されました本定例会も、本日をもって閉会となります。令和6年度当初予算を始め、人事、補正予算、条例の改正、指定管理者指定など、議員の皆様方には、多くの議案について十分な審議を賜りまして、感謝を申し上げます。

さて、先週金曜日から日曜日にかけて行われました、田峯小学校と津具中学校の閉校記念式典及びお別れ会は、一部天候には恵まれませんでしたでしたが、学区の皆さんの御協力により盛大に開催ができました。この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

また、令和6年度に向けた職員の人事異動の内示を3月19日に行いました。職員数名の退職に伴い、一般事務職を始め6名を新規に採用をいたしました。新年度からアウトドアまちづくり推進室の設置を含め、新しい職員体制により円滑な町政運営に努めてまいります。

時代は想像以上に速いスピードで変化しており、従来の考え方や手法を改める必要がありますので、そうしたことを踏まえつつ対応してまいりたいと考えています。議員の皆様方にも御無理をお願いする場合がありますが、何卒御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

本日は、専決処分報告3件、財産取得1件、条例改正1件、補正予算1件を追加上程させていただきました。議会初日の上程議案と併せまして、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。議会最終日にあたり、私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和6年第4回議会運営委員会の委員長報告を行います。

令和6年第1回定例会第3日の運営について、3月22日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1から日程第9までは、委員会付託案件で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第10から日程第20までは、予算特別委員会付託の新年度予算で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第21は、設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第22から日程第30は、追加案件です。

日程第22は、議員発議で単独上程、討論、採決です。

日程第 23 から日程第 25 は、専決処分の報告で、一括上程、単独質疑です。
日程第 26 から日程第 28 は、1 件ごと上程し、単独質疑、討論、採決です。
日程第 29、30 は、議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出です。

詳細は、御手元に配付の議案等審議事案を御一読願います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程第 1、議案第 3 号「設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について」から日程第 9、陳情第 1 号「[現行の健康保険証の存続を求める意見書]の提出を求める陳情書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 原田(直) おはようございます。令和 6 年第 1 回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和 6 年 3 月 18 日月曜日、15 時 19 分から 15 時 26 分まで、総務建設委員会を開催しました。

出席者は、総務建設委員 9 名全員、議長、議会事務局長、執行部から町長、副町長、教育長、以下関係各課長の出席をいただきました。

付託された議案 5 件を審議。審議の結果を報告させていただきます。

審査事件、付託事件 1。議案第 5 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑 1 件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。質疑の内容は下記のとおりですので御参照をお願いしたいと思います。

(2) 議案第 6 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第 8 号「指定管理者の指定について」。場所は設楽町農村環境改善センターです。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 議案第 9 号「指定管理者の指定について」。場所は、田口トレーニングセンター、津具基幹集落センターです。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5) 議案第 10 号「指定管理者の指定について」。場所については、田口特産物振興センター、設楽町歴史の里田峯城、名倉水泳プール、田口テニスコート、ふれあい広場です。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(6)「その他」。特にありませんでした。

以上で、委員長報告を終わらせていただきます。

5 七原 令和 6 年第 1 回文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 6 年 3 月 21 日木曜日、15 時 44 分から 15 時 53 分、文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者は、委員 9 名、議長、事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長、ほか関係各課長の出席をいただきました。

付託された議案 3 件、陳情 1 件について、審議の結果を報告いたします。

審査事件 1、付託事件。(1) 議案第 3 号「設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について」。質疑 1 件、討論なし、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の内容は以下をお読みください。

(2) 議案第 4 号「地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第 7 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 陳情第 1 号「「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書」。賛成多数で採択すべきものと決しました。採択意見については以下を御参照ください。

2 「その他」、ありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

議長 両委員長からの報告が終わりました。

討論、採決は 1 件ごとに行います。

議長 議案第 3 号「設楽町小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 4 号「地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 4 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第5号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第6号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第7号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

8 田中 この条例につきましても、課税限度額を引き上げるものでありまして、全体的に健康保険料を上げていくということでもあります。委員会でも触れたことに関係するのですが、国民健康保険の課税限度額というのは、七、八百万なんですけれども、これが被保険者保険になると、2,000万程度に課税限度額がなるというふうに聞いております。したがって、このことをやっても低所得層の負担軽減にはならないということで、反対をします。

議長 ただいま、反対の討論がありました。次に、原案の賛成の発言を許します。

4 原田(直) 私は賛成の立場から討論したいと思うのですが、先に、田中議員がおっしゃられている賦課限度額の金額は65万を超えることができないというのは変わってないというふうに理解をしているのですが、制度的に、今まで退職者被保険者があったのですが、それが制度の改正により無くなったということで、この条例の改正分だというふうに理解をしていますので、特に一般の町民の方に御迷惑をかけるようなことはないというふうに理解しますので賛成し

ます。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、これで討論を終わります。

議長 議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第8号「指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第9号「指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第10号「指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 1 号「「現行の保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 これで討論を終わります。

陳情第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 1 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第 10、議案第 18 号「令和 6 年度設楽町一般会計予算」から日程第 20、議案第 28 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計予算」の 11 議案を一括議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

9 今泉 令和 6 年予算特別委員会報告を報告します。令和 6 年設楽町議会予算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。本委員会は、令和 6 年 3 月 4 日月曜日、令和 6 年度設楽町一般会計予算の概要説明を受け、3 月 18 日月曜日及び 3 月 21 日木曜日の両日に、一般会計予算、8 特別会計予算並びに 2 事業会計予算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりです。

3 月 18 日、午前 9 時 00 分から午後 3 時 05 分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長、以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 9 名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計予算の歳出に関する質疑は合計 107 件で、その内訳は、議会費の審議では、質疑なし。総務費の審議では、質疑 40 件。農林水産費の審議では、質疑 28 件。商工費の審議では、質疑 17 件。土木費の審議では、質疑 7 件。消防費の審議では、質疑 15 件。災害復旧費の審議では、質疑なし。公債費の審議では、質疑なし。諸支出金の審議では、質疑なし。予備費では、質疑なし。歳入に関する審議では、質疑 5 件。特別会計予算に関する質疑はなし。田口財産区特別会計予算、質疑なし。段嶺財産区特別会計予算、質疑なし。名倉財産区特別会計予算、質疑なし。津具財産区特別会計予算、質疑なし。

以上でした。

3 月 21 日、午前 9 時から午後 3 時 26 分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長、以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員9名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計予算の歳出に関する質疑は合計77件で、その内訳は、総務費の審議では、質疑13件。民生費の審議では、質疑23件。衛生費の審議では、質疑15件。農林水産費の審議では、質疑なし。土木費の審議では、質疑なし。教育費の審議では、質疑26件。歳入に関する質疑は、ありませんでした。特別会計予算に関する質疑は、合計9件で、その内訳は、国民健康保険特別会計予算では、質疑9件。後期高齢者医療保険特別会計予算では、質疑なし。町営バス特別会計予算では、質疑なし。つぐ診療所特別会計予算では、質疑なし。事業会計予算に関する質疑は、合計3件で、その内訳は、簡易水道事業会計予算では、質疑3件。下水道事業会計予算では、質疑なし。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計予算、国民健康保険特別会計予算を反対とする討論1名。一般会計予算については、移住定住問題では基礎となっている人口ビジョン戦略が破綻していること、アウトドア推進における財源問題、マイナンバーカードとその推進の問題等により反対する。国保特別会計予算については、国保料の大幅値上げやマイナンバーカード保険証問題を取り上げたが、要求にこたえていないことから反対する。一般会計予算及び国民健康保険特別会計予算を賛成とする討論1名。賛成討論の詳細については本日行います。

採決。採決を行い、以下のとおり決しました。

議案第18号「令和6年度設楽町一般会計予算」について。討論、反対、賛成、各1名。採決は賛成多数で可決。

議案第19号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について。討論、反対、賛成、各1名。採決、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第20号「令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第21号「令和6年度設楽町町営バス特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第22号「令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第23号「令和6年度設楽町田口財産区特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第24号「令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第25号「令和6年度設楽町名倉財産区特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第26号「令和6年度設楽町津具財産区特別会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第27号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計予算」について。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

議案第28号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算」について。討論、なし。
議長 記入漏れがあったようですので、少々お待ちください。

9今泉 すみません。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

「その他」は、ありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

議長 議案第18号「令和6年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

8 田中 令和6年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

歳入・歳出総額59億4,800万円の一般会計予算案が提案されております。新年度予算は、厳しい生活を強いられている町民の暮らしを支え、国の悪政の防波堤となる施策の実現、大軍拡が推し進められる中で歴史を戦前に逆戻りさせる動きを食い止め、能登半島沖地震で明らかになった教訓を基にした災害対策についての点検、町政上、行き詰まっている施策の改めるべきところは改めること、等が求められます。

しかし、移住定住問題では、その前提となっている人口ビジョン戦略が破綻しているにもかかわらず、それに基づく施策が漫然と続けられています。移住定住の鍵となる空き家バンク登録促進に消極的で事態打開の姿勢が見られません。

自衛官募集への個人情報提供を名簿の閲覧だけでなく、名簿情報そのものの写しを提供していること。個人情報を保護すべき自治体の使命を放棄して、名簿提供を続けようとするのは承服できません。

個人情報漏えい、プライバシー侵害のおそれがあるマイナンバーカード取得に不安を感じる人は少なくありません。法律上は、マイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、町は強制的な取得推進を行うべきではありません。

捕獲一辺倒のカモシカ獣害対策の見直しが必要と思います。侵入防止対策は農地に限定されています。このままでは、山林、耕地の荒廃、住環境の悪化は避けられません。しかし、現状の取組は被害の実態からいって不十分です。問題解決に手を打とうとしないのは残念であります。

ドラッグストアチェーン店の進出に対応する町の対策は消極的に感じます。補正予算で計上されたプレミアム商品券は評価できますが、大型店進出がもたらす深刻な影響に直截的な効果があるとは考えられません。

能登半島沖地震の教訓を生かした災害備蓄品の見直し・充実は必須ですが、目先の困難ばかりが先にきて、現状の打開の方策がありません。

学校給食の全額無償化は約2年間つづきましたが、本年度は半額補助へと後退する情勢であります。子育て支援策における設楽町町政の目玉でしたが、2年で後退はまことに残念であります。全額無償化に引続き努力することを望みます。

調理場一本化は、温かい食事、地産地消、災害時の拠点となることなどを考えると、2か所が妥当であり、統一センター化には賛成できません。

国保料の大幅引上げは、被保険者の家計に大打撃であります。予想外の高い保険料に一定の緩和策がとられていますが、耐え難い高額保険料を課すことになりました。今こそ一般会計から財源繰り入れを行うべきですが、それは拒否されています。

また、マイナ保険証の推進は、保険加入者のプライバシー侵害の不安につながり、医療機関からも強制されるべきではないことを訴えられています。しかし、町は普及に協力し推進しようとしております。

町の財政方針は、町民の権利や生活を守ることを最優先にしたものであるべきと、私は訴えたいと思います。るる、今申し上げてきたことは、「できん話し」の不可能なことを要求しているものではありません。改めるところは改める、国策絶対主義ではなく、地方自治の立場からできること、やるべきことを申し上げます。

現に、自衛官募集の名簿問い合わせに閲覧のみとしている自治体、自治体独自の上乗せによって給食の全額無償化を来年度も実現していこうとしている自治体、都道府県単位化のなかでも一般財源を繰り入れして国保料の値上げ抑制を図っている自治体があるではありませんか。町の財政運営の在り方を真剣に問うものです。

以上、簡単ではありますが反対討論とします。

議長 ただいま、反対者の発言がありました。次に、原案に賛成者の発言を許します。

2村松(純) 私は「令和6年度設楽町一般会計予算」及び「国民健康保険特別予算」について、賛成の立場で討論いたします。

議長 ちょっと待ってください。国民健康保険のほうはこのあと行いますので、分けてお願いしてよろしいですか。

(発言するものあり)

議長 失礼しました。私の勘違いです。国民健康保険の反対討論もありましたので併せてお願いします。

(「一般会計の反対討論です、ということなので」と発言するものあり)

2村松(純) じゃあ一般会計のほうだけで。私は令和6年度設楽町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

一般会計の予算規模は、昨年度比1.8%減の59億4,805万円となりました。昨今の急激な物価上昇並びに不安定な社会情勢の中、やすらぎの里大規模改修や田口小学校給排水施設更新工事の大型事業が終了したこと、また、将来を見据えた経費の精査により、前年度比1.8%減を実現したことは、高く評価すべきことだと思います。

新しくアウトドアの町設楽町という共通の目標のもと、アウトドアカレッジも発足し、町民とともに動き出すことで世界規模のイベントWRCやAsJYOCの開催を成功に導き、ひいては町の活性化につながる。ふるさと納税PR強化や、商工、農業、林業といった地元産業活性化のための事業による町内事業者の活性化。地域おこし協力隊の増員による地元産業の強化並びに移住定住促進などによって、第2次町総合計画の、「まちの活気・まちに愛着・まちに自信」の実現を目指していること。

さらに、令和8年度完成に向けての交通網、上下水道等の施設整備事業に努力がうかがえること。

教育関係では、ALT派遣の継続、GIGAスクール構想に沿った児童生徒へのICT教育の推進、小中学校統合に伴うスクールバス運行といった設楽町の未来を担う子供たちへの投資がされていること。

その他、福祉、衛生関連をはじめとする各予算も国県との連携のもと、必要な措置が計上されているとともに、国県の動向を注視し、施策に合った補助制度が打ち出されれば、柔軟かつ迅速に取り入れていくといった内容の答弁もあったこと。

以上を賛成理由とさせていただきますが、今後さらなる官民一体となり、全員

で設楽町を内から盛り上げていくような施策に期待して、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

議長 それでは、ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第 18 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 19 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 19 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 20 号「令和 6 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 20 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 21 号「令和 6 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 21 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 22 号「令和 6 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 22 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 23 号「令和 6 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 23 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 24 号「令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 24 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 25 号「令和 6 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 25 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 26 号「令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 26 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 27 号「令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 27 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 28 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 28 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 21、「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

7 山口 それでは、設楽ダム対策特別委員会からの委員会報告をさせていただきます。

令和 6 年 3 月 13 日水曜日 9 時 28 分から 10 時 47 分まで、この議場におきまして委員会を開催いたしました。

出席者は、ダム特委員会は委員 6 名全員と、加藤議長、そして加藤議会議務局長の 8 名でありました。町からは土屋町長ほか 7 名。国土交通省設楽ダム工事事務所、田中所長はじめ 15 名。愛知県豊川水系対策本部からは、佐藤事務局長ほか 3 名。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、松田所長ほか 3 名の出席をいただきました。

最初に、議長、町長、田中所長、佐藤事務局長より現況を踏まえた挨拶を頂きました。

審査事件としましては、設楽ダム建設事業についてを国土交通省から、設楽ダム関連事業につきましては、県の関連事務所から。それから設楽町からは、設楽ダムの関連事業についての報告がございました。主な内容等々につきましては、お配りさせていただきました委員会報告に記載してございますので、一読していただきたいと思っております。

設楽ダム建設事業につきましては、設楽ダムの工事事務所、小島工務課長、高井専門調査官から説明があり、川村副所長からも資料に基づいて説明を受けました。質疑は 7 件、内容としましては、盛土、地滑り等々の質問が出ておりました。

次に、設楽ダムの関連事業につきましては、愛知県の新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所の日高第 1 課長から、配っていただきました資料の 2-1、2-2 についての説明を受けて、質疑を行いました。内容としましては、田峯バイパスの用地買収がほぼ完成したということで、来年度から切り回しの事業に入るという報告が主な内容でありました。

設楽町の設楽ダムに関します事業につきましては、関連事業の説明の後、視察がございましたので、町の問題につきましては予算委員会等々でダム関連の項目で一緒に質問をするということで、本会議のほうで質疑を行うということで町の質疑は短縮し、割愛させていただきました。

それから、「その他」でありますけど、473 号国道のダンプがつながって走っている現状が見られるということで質問がありまして、三遠南信自動車道の工事に関する、設楽ダム事業の残土を利用している関係じゃないかという回答がございましたので、併せて報告をさせていただきます。

その後現地視察で、11 時から 12 時 35 分まで。視察しました場所は、付替道路瀬戸設楽線、1 号、2 号トンネルを視察してまいりました。それから国道 473 号の月バイパスの現況を視察をしてまいりました。出席されましたのは報告書に記載してあるとおりであります。

以上、現場を視察して現場にて解散をし、委員会を閉じさせていただきました。

これで設楽ダム対策特別委員会の委員会報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 それでは、日程の第 22、発議第 1 号「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

5 七原 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提案理由を説明いたします。

提出者、設楽町議会議員、七原剛。賛成者、同じく、原田純子。提案理由、健康保険証とマイナンバーカードの一体化について、別人の個人情報に紐づけられるなど、医療事故につながりかねない重大なトラブルも報告されており、このような問題を解決しないまま現行の保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものであるため、現行の健康保険証を全員に交付した上でマイナンバーカードの保険証利用を任意とすることを求めるため。詳しくは、別紙を御参照ください。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 1 号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

発議第 1 号は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。初めて 1 時間ほど立ちますので、休憩をとってはと思いますが、どうですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10 分まで休憩をとりたいと思います。10 時 10 分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

議長 休憩に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 23、報告第 5 号「専決処分の報告について」から日程第 25、報告第 7 号「専決処分の報告について」までを一括して議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 5 号から報告第 7 号の 3 件について一括して説明させていただきます。

13 ページの報告第 5 号から、25 ページの報告第 7 号の「専決処分の報告について」は、この 3 件につきましては、いずれも、令和 5 年 7 月 25 日開催の臨時議会において、委託契約の締結に係る議会の議決を得た事業であります。失礼しました、工事契約の締結に係る議会の議決を得た事業であります。

この 3 件の報告案件は、いずれも、設楽町長の専決事項の指定、第 1 項に該当する 300 万円以下の契約金額の変更が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 11 日及び令和 6 年 3 月 18 日に別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、議会へ報告するもの

であります。

まず1つ目の、報告第5号「専決処分の報告について」、令和5年度簡易水道配水管更新工事（長江地区その2）を説明しますので、15ページから、18ページを御覧ください。

本議案につきましては、令和5年7月25日の議会臨時会で議会議決を得た、長江地区の配水管更新の整備工事、令和5年度簡易水道配水管更新工事（長江地区その2）に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、現地精査により、配水管布設工事に伴う舗装取壊しやアスファルト殻処分量の増加、及び舗装復旧面積の増加により変更を行うものであります。その結果、当初契約金額、4,994万円から5,160万8,700円に、166万8,700円増額する変更であります。尚、請負業者は設楽建設株式会社であります。

詳しい変更理由及び変更工事内容につきましては、後ほど3件まとめて生活課長より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

続いて2つ目。報告第6号「専決処分の報告について」。令和5年度簡易水道配水管更新工事（R5-2）を説明しますので、19ページから24ページを御覧ください。

本議案につきましては、令和5年7月25日の議会臨時会で議会議決を得た、田口地区の配水管更新の整備工事、令和5年度簡易水道配水管更新工事（R5-2）に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び、設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、田口地区の公共下水道工事との調整により、一部新設管を追加したことと、愛知県施行の県道坂宇場津具設楽線の道路改築工事との調整により、新設布設箇所を変更したことにより、所要の変更を行ったものであります。

その結果、当初契約金額、5,973万円から6,172万1,000円に、199万1,000円増額する変更であります。尚、請負業者は設楽建設株式会社であります。

最後に、3つ目。報告第7号「専決処分の報告について」。令和5年度簡易水道配水管更新工事（R5-1）を説明しますので、25ページから、29ページを御覧ください。

本議案につきましては、令和5年7月25日の議会臨時会で議会議決を得た、田口地区の配水管更新の整備工事、令和5年度簡易水道配水管更新工事（R5-1）に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、2つの専決処分と同様に、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、現地精査により、増額要素は、配水管布設時の舗装取壊量及び処分量の増加、仮配管工事の追加、交通保安員の増加であります。そして、減額要素は配水管の延長の減として変更するものであります。

その結果、当初契約金額、8,140万円から8,411万400円に、271万400円増額する変更であります。尚、請負業者はカネハチ建設株式会社であります。

3件の専決報告の変更理由及び変更工事内容につきましては、併せて生活課長より説明をさせていただきます。

生活課長 それでは報告第5号から説明させていただきます。17ページを御覧いただ

きたいと思います。

ただいま副町長より説明がありましたとおりでございますが、今回の主な変更点は、現地町道の舗装状態に合わせ、掘削幅を広くとり復旧したことによる舗装復旧面積の増加で、復旧面積を 641 平方メートルから 751 平方メートルに、現地精査により変更したものでございます。

続きまして、報告第 6 号を説明させていただきます。

今回は 23 ページの図面をお願いしたいと思います。ページ番号振ってあるのが横に振ってありますので、ちょっと A 4 をずらしていただいて、正しい位置を見ていただきまして。こちら図面左上の赤い箇所ですが、下水道工事との調整により、高密度ポリエチレン管 150 ファイを 9 メートルから 31.3 メートルに施工延長した追加と、中ほどの赤い箇所ですが、愛知県施行の道路改築工事との調整により、新設管布設箇所を変更したことによる仮設管設定、設置工 176 メートルの追加及び一部既設管の撤去を新設管の布設と同時施工したため、既設管撤去に係る土工の減により変更したものでございます。

続きまして、報告第 7 号の説明をさせていただきます。29 ページの図面をお願いしたいと思います。

こちらの主な変更点でございますが、現地精査による配水管路の変更と延長。681.9 メートルから 622.7 メートルへの変更減。それから配水管布設時の舗装取壊しや処分量の増加と、それから仮設管工事、130.2 メートルの追加、それから安全対策のための交通保安員を 240 人から 260 人へ増員などが主な変更点でございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

報告第 5 号「専決処分の報告について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 ここでよく出てくる、高密度……何だっけ。ポリエチレン。どのぐらい耐震性にすぐれているのでしょうか。

生活課長 すみません、どのぐらい。今までの V P と言われる既設管があるのですが、国も、今使ってる高密度ポリエチレン管は耐震管として適合しているということで認定していただいておりますので、耐震化としてそれを使用して施工しております。

以上でございます。

8 田中 そうすると、国や県が示している耐震性を持つものとして、その基準に基づいて、高密度ポリエチレンの管を使うんだということの理解でよろしいでしょうか。

生活課長 はい、そのとおりでございます。

6 金田(敏) ちょっと確認します。工事延長が 16 メートルぐらい延びているんですね。かつ舗装復旧も 110 平米も増えているのに、増額 160 万ばかりの増額で本当にできたのですか。

生活課長 今回は主な変更点を説明させていただきましたが、減額箇所もございまして、例えば消火栓の取付け部分の仕切り弁を 3 つ減らしたなどありますので……すみません、もう 1 回訂正させていただきます。消火栓の設置工事で、消火栓を 1 基減らしたこともございますので、そちらの減と先ほどの増とあわせて今の結果になっております。

以上でございます。

議長 ほかによろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 それではこれで質疑を終わります。報告第5号は終わりました。

議長 それでは次に、報告第6号「専決処分の報告について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 七原 報告第6号のところで、22 ページのところですかね。参考資料のところで、主な変更事由のところに追加と工事の減も書いてあるんですね。先ほどの質問もそうなのですが、いくら増でいくら減で、結果としてプラマイいくらなのかというところが分からないと、なかなか言葉だけで、これ増えました、これ減りました、199万増えましたただだとちょっと理解が深まらないというところがあるので、今回だと、増減それぞれいくらあって、結果としてこの199万円の増額になったのかというところをちょっと教えてください。

町長 議会の皆さんが必要ということであれば、ページ数がかなり多分増えると思いますけれども、出させていただきます。

議長 工事の明細というか、項目ごとに増減をということ、必要であればという話です。

5 七原 私が言ったのは、そこまではなくてもいいですけど、トータルのところというか、今のところだと本当のトータルしか出てないので、その手前のところの、細かいところまでは結構ですので、減がいくらあった、増がいくらあったというところが分かったほうが、言葉だけで、これ増えました、これ減りました、はいこれだけですというのだと、増額が全部でいくらありました、減額がいくらありましたというところが、その程度のことはあったほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。

以上です。意見というか、要望です。

以上です。

8 田中 ただいまの質問に関連してなのですが。議案は事前に配付されているものですから、議員サイドの個人的な調査に委ねられる部分もあると思うんです。そこら辺の線引きをちゃんとしてから、今の要望にこたえるべきではないかなと思います。

議長 御意見を頂いたということによろしいですか。

5 番七原剛君も御意見をいただいたということによろしいですか。回答は。

(異議なし)

議長 それではほかに質疑はありませんか。

2 村松(純) この資料なのですが、ちょっと順番がずれているんじゃないかと思われまので。6号で5号……

(「専決の番号」と呼ぶものあり)

議長 そうですね。5が6になっているというのは、その専決番号ですね。

2 村松(純) そうということですか。すみません、ありがとうございます。

議長 よろしいですか、確認で。それでは。表示として分かりにくいですが、そういうことで。ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

(「6」と呼ぶものあり)

議長 今、6ですね。ごめんなさい。報告第5号の専決処分の報告のところですね。
(「6です。ここ終わりました」と呼ぶものあり)

議長 ごめんなさい、勘違いしました。報告第6の専決処分の報告で、題名が一緒な
ものですから、ごちゃごちゃになって申し訳ありません。報告第6ですので、最
後じゃなくて真ん中の報告ですね。

6 金田(敏) 22 ページのところで伺います。主な変更理由のところに、「愛知県施
工の道路改修工事との調整により」とありますが、道路改修工事をどこやるのか、
その調整によりとはどういう調整なのか。

生活課長 まずですね、23 ページの図面を御覧いただきたいと思います。A4を横長
にさせていただきまして、そうすると真ん中に赤く線が引いてあるものがあると思
うのですが、これが坂宇場津具設楽線。本来黒い点線の箇所に新しい管路を布
設しようと考えていたのですが、県がここ道路の拡幅工事をする予定がありま
して、ここに擁壁を立てるということで、谷川の部分に新しい管を布設すると、
その擁壁が建てるのに支障が出るので、そこを山側に布設するということになり
まして、今度、実際この赤い線のところに管路を布設しました。で、県との調整
はそういう内容でございます。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
報告第6号は終わりました。

議長 報告第7号「専決処分の報告について」の質疑を行います。
質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
報告第7号は終わりました。

議長 日程第26、議案第29号「財産の取得について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第29号「財産の取得について」を説明しますので、31ペー
ジから、36ページを御覧ください。

本議案における、国有財産、土地、田峯字段戸1番地の一部、及び工作物6件、
立木竹に係る購入契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並
びに設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3
条に規定するものであります。5,000平米以上の土地の財産取得に該当し、参考
資料のとおり中部森林管理局から売払価格を、578万円として決定されましたの
で、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

今回の財産取得は、先の議会全員協議会で説明させていただきました、きらら
の森整備に当たり必要な用地等を取得するものであります。

購入する面積は、中部森林管理局愛知森林管理事務所が所管する、次の資料に
載っております5筆。ため池が1筆、約2万4,600平米、宅地が3筆で、約1,900

平米、保安林が1筆で、約1万4,000平米。合計5筆で4万1,260平米の用地と、立木竹が2,533本、そして工作物6件を購入するものであります。

契約の執行状況につきましては、本町から見積書を3月13日付で提出し、3月14日に中部森林管理局において見積合わせが実施された結果、本町の売払希望価格578万円をもって、国有財産の売払価格と売払先が設楽町に決定されたものであります。

詳しくは産業課長より説明をさせていただきます。

産業課長 それでは資料の御説明をしたいと思います。まず表の財産取得についての区分、土地、4万1,260.56平米。区分、立木竹、312.33立米、工作物として6ということで、取得金額578万円ということで土地の取得をしております。2枚目の参考資料につきましては、売払い決定通知書となっております。先ほどの面積と金額はここに提示されております。

次に、図面の説明です。まず1枚目というか、表側ですが。ピンクの部分、ちょっと薄ピンクの部分ため池と宅地を示しております。薄緑の部分は保安林を示しております。裏面にいきますと、先ほど言った工作物の1から6番の位置を拡大して示した図面になっておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第29号の質疑を行います。質疑はありますか。

5七原 この購入にあたって、恐らくこういう理由で購入したいですということで購入したと思うのですが、前回、全協でお示しいただいた、今のところのプランですね、きららの森計画図というのかな、何というのかちょっと忘れちゃいましたけど。今現在のきららの森の計画について、この契約とリンクして、要は、あの図面があるからこの契約が成立したのであって、例えば予定してる工作物等が変更になるのであれば、この契約は認められませんよというような、何かそういう縛りがあるのか。全くそういうものはなくて、今後、きららの森の、再開発じゃないですね、そういった整備について、フリーハンドで行えるのか、そのところはどちらでしょうか。

産業課長 買収エリアにつきましては、法規制等以外であれば、ある程度の工作物等は変更ができるんじゃないかなと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27、議案第30号「設楽町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 30 号「設楽町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、37 ページを御覧ください。

設楽町職員の旅費に関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、近年、東京 23 区などへの公務出張に当たり、時期及び旅行先において、これまでの宿泊旅費の 1 万 2,000 円以上となるケースが見られ、自己負担が生じる場合が発生しております。このため、職員の旅費に関する条例の一部を改正し、宿泊料がやむなく 1 万 2,000 円以上となる状況で、町長が認めた場合は、1 万 5,000 円以内に支払えるように改正するものであります。なお、1 万 5,000 円という額は、東三河市町村などの宿泊費用の上限額であったことから同額としたものであります。

また、議会議員につきましても、特別職——町長、副町長、教育長の条例を、特別職については本条例を適用するため、同様に適用されるものであります。

そして、過去の一部改正において、関連する箇所の改正が行われていなかった箇所もありますので、第 17 条第 1 項及び、第 27 条第 4 項を併せて、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、39 ページが原案ですので、40 ページを御覧ください。新旧対照表です。

第 17 条及び第 18 条の 3、及び第 27 条、それぞれ削るというふうになっておりまして、宿泊地の区分に応じた赴任、及び赴任に伴い住所うんぬんの地区の区分に応じた、というのがもう、既にこの区分というが消えておりますので、今回の条例に合わせて、別表 1 の区分が消えておりますので、今回の改正に合わせて削るものです。

第 27 条なのですけども、第 4 項、「16 条第 2 項及び第 3 項」、及び「日当」という言葉なのですが、実はもうこの第 16 条も削除しておりまして、存在していません、そもそも。なので、そこが削るということ。

それから、これは準用規定でして、外国旅行以外、今、日当はありませんので、日当という文字を削ります。

今回の本旨なのですけども、1 万 2,000 円。今、1 番下の別表第 1 ですか、宿泊料のところの 1 夜につき「12,000 円」の後に、「ただし」、ということで、今言った、説明をした内容のことで、「15,000 円以内とすることができる」という文言を追加するものです。ちなみにこの文言は、幸田町でもこのような規定になっておりまして、全く同じではないのですけれども、それを参考にさせていただいて改正したいと考えております。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 30 号の質疑を行います。質疑はありますか。

4 原田(直) すみません、確認ですけども、例えば、実費でホテル代が 1 万 3,000 円要ったよといった場合に、この規定だと 1 万 5,000 円以内ということなんですけど、1 万 5,000 円払えるのか、領収書で 1 万 3,000 円にするのか、その辺の決めはどういうふうになっているのでしょうか。

総務課長 1 万 2,000 円までは無条件で支給しておりますけども、それを超えた場合

は、領収書等で確認させていただいて、その金額で支払うということにしたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、議案第31号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 今回の補正議案は、年度末を控えて、3月議会最終日の上程で申し訳ありませんが、本年度の執行事業について最終的な執行状況を精査した結果、1件の歳出補正案件と、4件の次年度への繰越明許費の設定追加を必要とする事業が生じたため、地方自治法の規定に基づき、補正予算を再度計上し、本議会の議決を得て、効率的かつ効果的に事業を進めるものであります。

それでは、議案第31号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」についてを説明しますので、41ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、予算総額を63億5,032万円とするものであります。

最初に、第2条繰越明許費についてを説明しますので、45ページの第2表を御覧ください。

今回の補正による新たな繰越明許費の設定は、3件、総額3,263万2,000円です。

1番目の、2款総務費、1項総務管理費、役場庁舎浄化槽撤去事業、797万5,000円は、田口地区の公共下水道施設への污水管接続に伴い使用しなくなった、役場本庁舎の浄化槽を撤去する工事ですが、浄化槽内のし尿のくみ取り及び清掃作業の調整などに時間を要したため、年度内作業完了が困難となりましたので、令和6年度に繰り越して行うものであります。

2番目の、2款総務費、人事給与システム定額減税対応事業、220万円は、令和6年度所得税の定額減税につきましては、令和6年度税制改正の大綱——令和5年12月22日閣議決定されておりますが、これにおいて税制改正の内容が決定され、税制改正法案の6年度成立すれば、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

そして、設楽町の給与システムは、東三河6市町村共同調達で行っておりますが、このことに対応するための情報が遅くなっておりまして、改修に必要な予算要求が当初予算に間に合いませんでした。しかし、6月実施に間に合わせるためには、4月中に改修委託契約を行い準備する必要がある状況でありますので、3

月定例会最終日になってしまいますが、補正予算を要求させていただき、繰越明許費として対応させていただくものであります。

3番目の、7款土木費、散策路整備事業（町道平野清崎線）、2,245万7,000円は、2つの事業の合計額であります。

1つ目は、道路設計及び調査業務委託（5-1）です。2つ目は、用地測量業務委託（5-2）です。1つ目の委託を進める中で、地質調査の追加業務が発生したこと、また、地質調査の結果に伴い設計の見直し検討等に時間を要したこと。また、2つ目の委託を進める中、1つ目の委託に当初想定より時間を要したことに伴って本業務の発注が遅れ、令和6年度に繰り越して実施するものであります。

本日の3件の繰越しは、3月定例会初日に説明した繰越明許事業同様に、やむなく繰越しを行わなければならない事業ですので、完了は翌年度となりますが、適正に執行してまいりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

それでは、歳出から説明しますので、54ページ、55ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目電子計算費、12節委託料220万円は、人事給与システム改修委託についての補正要求理由ですが、先ほど繰越明許費で説明した、人事給与システム定額減税対応事業での説明のとおりであります。

続きまして、歳入について説明しますので、52ページ、53ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金220万円は、歳出で説明した人事給与システム改修委託についての財源であります。国からまだはつきりとした通知がありませんので、とりあえず、今回基金のほうから一般財源として対応するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第31号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第29、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続

調査をすることに決定いたしました。

議長 日程第 30、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 1 回設楽町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 50 分